

公益社団法人 神奈川県放射線技師会

定 款

平成25年 4月 1日施行
令和 4年12月16日改定

第1章 総 則

(名 称)

第 1条 この法人は、公益社団法人神奈川県放射線技師会と称する。

(事務所)

第 2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3条 この法人は、放射線従事者の生涯学習支援を通じて職業倫理を掲げ、放射線技術の向上発展並びに放射線障害防止及び放射線被ばく低減化を啓発し、公衆衛生の向上を図り、もって県民の保健の維持に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 放射線従事者の生涯学習支援に関する事項
- (2) 保健維持事業への協力に関する事項
- (3) 図書及び学術誌の刊行に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は神奈川県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 診療放射線技師又は診療エックス線技師免許を有し、本会の目的に賛同して入会した者。
- (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同して入会した者又は団体。
- (3) 名誉会員 第1項の正会員のうちこの法人に功績のあった者で、理事会の推薦を経て総会の承認を得た者。

(会員の資格の取得)

第 6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になった時及び毎年、正会員又は賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 第7条の支払義務に基づき支払った額その他の拠出金品は、過払い及び二重払いの場合を除き返還しない。

第4章 代議員及び予備代議員

(代議員及び予備代議員の設置)

第12条 正会員のうち、概ね30人につき1人の割合で選出される代議員をもって法人法に関する法律上の社員とする。

2 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、各選挙区から1人を予備代議員として選出することができる。

(代議員及び予備代議員の選出)

第13条 代議員及び予備代議員（以下「代議員等」という。）は、正会員による代議員選挙により選出する。

2 代議員等は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

3 第1項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員等を選出する権利を有する。

4 理事又は理事会は、代議員等を選出することはできない。また、代議員等は、定款第29条（役員の設置）に規定する役員を兼ねることはできない。

5 第2項の代議員選挙に関する事項は理事会で別に定める「代議員及び予備代議員選出規程」による。

6 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が予備の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の代議員の予備の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の予備として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の予備代議員を選出するときは、当該予備代議員相互間の優先順位

(代議員及び予備代議員の任期)

第14条 代議員の選出は2年に一度、3月に行い、代議員等の任期は、選出後の4月1日から2年後の3月31日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。代議員に欠員を生じたときは、予備代議員がその任にあたる。その場合の任期は、当該代議員の残存期間とする。

(代議員の報酬)

第15条 代議員は無報酬とする。

(会員の権利)

第16条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び法人法第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（精算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(役員等の損害賠償責任の免除)

第17条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を

負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第5章 総 会

(構 成)

第18条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第19条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第20条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第22条 総会を招集するときは、会長は、開催日の2週間前までに、代議員に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(定足数)

第25条 総会はすべての代議員の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第26条 総会の決議は、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決・委任)

第27条 総会に出席することができない代議員は、あらかじめ通知された事項を書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の代議員に表決を委任することができる。

2 前項の規定により行使した表決の数は出席した代議員として算入する。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以下
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とし、12名以上15名以下を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4 会長及び副会長以外の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第34条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第35条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会務に要した費用は支給する。

(相談役)

第36条 この法人に任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置くことができる。

2 相談役は次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第37条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第40条 理事会の議長は、会長が当る。

(決 議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第11章 事務局

（事務局）

第52条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。
2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て会長が定める。
3 事務局員は若干名とし、理事会の承認を得て会長が任免する。
4 事務局員について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第12章 個人情報の保護

（個人情報の保護）

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 委任

（委任）

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は窪田 宗雄とする。
3. 一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。